

## 第3 税率に関する調

平成22年度税率一覧表 .....43

納期	備考
税と同じ	普通徴収又は特別徴収
<p>告) 外の法人 年度終了の日から2 人等で均等割のみ れるもの 30日 人(清算所得)(注) 産確定の日から1</p> <p>告) 年度開始の日から6 後2月以内</p> <p>の法人の申告)(注) に事業年度が終了 合 度終了の日から2 産の一部を分配又 した場合 は引渡しの日の前</p> <p>成22年9月30日まで た法人に適用。 年10月1日以後に 法人については清 税を廃止し、通常 税となる。</p>	<p>申告納付</p> <p>連結法人以外：会計 監査人の監査を受け なければならない等 の理由により決算が 確定しない場合は、 知事への届出により 申告期限が1月延長 される。(確定申告 のaの場合のみ)</p> <p>連結法人：会計監査 人の監査を受けなけ ればならない等の理 由により決算が確定 しない場合は、知事 への届出により申告 期限が2月延長され る。(確定申告のa の場合のみ)</p>
日まで	特別徴収 申告納入
<p>日まで</p> <p>-----</p> <p>10日まで</p>	特別徴収 申告納入
10日まで	特別徴収 申告納入

備考

取

付

人以外：会計  
の監査を受  
ればならな  
理由により  
確定しない  
、知事の承認  
申告期限が  
長される。(  
告のaの場  
)

人：会計監査  
査を受けな  
ならない等  
により決算  
しない場合  
事の承認によ  
期限が2月  
れる。(確定  
aの場合の

付

	税率	賦課期日	納期	備考
<p>家屋)の取得 課税台帳登</p> <p>築した場合 10万円(認定 築した場合 平成24年3月3 日付の場合 は、控除</p> <p>価格が10万円</p> <p>により取得し た場合、課 税の1とする。</p>	<p>4/100</p> <p>ただし、取得時期により下記税率とする。 ○平成15年4月1日から平成18年3月31日まで の取得</p> <p>すべての不動産 3/100 ○平成18年4月1日から平成24年3月31日まで の取得</p> <p>土地 3/100 家屋(住宅) 3/100 家屋(住宅外) 4/100(※) ※ただし、平成20年3月31日まで の取得は、3.5/100</p> <p>(土地の減額について) a b cに該当する場合は、その土地に係る 税額から(1)(2)のうち高い方の額が減額さ れる。</p> <p>a 土地の所有者が当該土地の取得の日から 3年以内に当該土地の上に特例適用住宅 を新築し、又は当該土地を取得した日前1 年の期間内に当該土地の上に特例適用住 宅を新築していた場合 ※平成14年4月1日以降の土地の取得につ いては、土地を取得した日から3年以内に その土地の上に特例適用住宅が新築され たときは、土地と家屋の取得者が同一でな い場合でも、土地を取得した人が継続して 所有している間に特例適用住宅が新築さ れた場合、又は、土地を取得した人(X) がその土地を(Y)に譲渡し、Xの土地の 取得から3年以内にYが特例適用住宅を新 築した場合(なお、この場合Yについても 適用)</p> <p>b 土地の取得者が当該土地の取得の日から 1年以内に特例適用既存住宅を取得し、又 は当該土地を取得した日前1年の期間内 に当該土地の上にある特例適用既存住宅 を取得していた場合(新築未使用の特例適 用住宅を含む)</p> <p>c 新築未使用の特例適用住宅(自己居住用外 )及びその土地を当該住宅が新築された日 から1年以内に取得した場合</p> <p>(1)45,000円 (2)土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積 の2倍(200㎡を限度とする)×3/100</p>		<p>随時</p>	<p>普通 徴収</p>

	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
の製 品	売渡し又は消費等に係る製造たばこの合計本数	1,000本につき1,504円 (平成22年9月30日までは1,074円) ただし、一部の銘柄については、1,000本につき716円 (平成22年9月30日までは511円)		毎翌月末日まで (申告書の提出期限の特例及び納期限の延長の特例あり)	申告納付 (ただし、普通徴収の方法によるものもあり)
利用	ゴルフ場の利用	1人1日の利用につき 1級：1,200円 2級：1,100円 3級：1,000円 4級：900円 5級：800円 6級：700円 7級：600円 8級：500円 9級：400円 10級：300円 11級：200円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入  【等級決定基準】 (18ホール以上のゴルフ場) 1級：1人1日の利用料金が12,000円を超えるもの 2級：同利用料金が7,000円を超え12,000円以下のもの 3級：同利用料金が6,000円を超え7,000円以下のもの 4級：同利用料金が5,000円を超え6,000円以下のもの 5級：同利用料金が4,500円を超え5,000円以下のもの 6級：同利用料金が3,500円を超え4,500円以下のもの 7級：同利用料金が3,000円を超え3,500円以下のもの 8級：同利用料金が3,000円以下のもの  (18ホール未満のゴルフ場) 7級：1人1日の利用料金が3,000円を超えるもの 8級：同利用料金が2,500円を超え3,000円以下のもの 9級：同利用料金が2,000円を超え2,500円以下のもの 10級：同利用料金が1,500円を超え2,000円以下のもの 11級：同利用料金が1,500円以下のもの

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税	自動車の所有者 (所有権留保付自動車にあつては使用者)		<p>年税額</p> <p>1 乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 7,500円</li> <li>(自家用) 29,500円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.491ℓ×2) 搭載のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 8,500円</li> <li>(自家用) 34,500円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.573ℓ×2、0.654ℓ×2、0.655ℓ×2) 搭載のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 9,500円</li> <li>(自家用) 39,500円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 13,800円</li> <li>(自家用) 45,000円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.654ℓ×3) 搭載のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 15,700円</li> <li>(自家用) 51,000円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が3ℓを超え3.5ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 17,900円</li> <li>(自家用) 58,000円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が3.5ℓを超え4ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 20,500円</li> <li>(自家用) 66,500円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が4ℓを超え4.5ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 23,600円</li> <li>(自家用) 76,500円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が4.5ℓを超え6ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 27,200円</li> <li>(自家用) 88,000円</li> </ul> </li> <li>・総排気量が6ℓを超えるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 40,700円</li> <li>(自家用) 111,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>2 トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大積載量が1トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 6,500円</li> <li>(自家用) 8,000円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 9,000円</li> <li>(自家用) 11,500円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 12,000円</li> <li>(自家用) 16,000円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 15,000円</li> <li>(自家用) 20,500円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 18,500円</li> <li>(自家用) 25,500円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 22,000円</li> <li>(自家用) 30,000円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 25,500円</li> <li>(自家用) 35,000円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 29,500円</li> <li>(自家用) 40,500円</li> </ul> </li> <li>・最大積載量が8トンを超えるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 1トンまでごとに、 29,500円に4,700円を加算した額</li> <li>(自家用) 1トンまでごとに、 40,500円に6,300円を加算した額</li> </ul> </li> </ul> <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに係る税率は、当該年税額にそれぞれ次の a b c の額を加算した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 3,700円</li> <li>(自家用) 5,200円</li> </ul> </li> <li>b 総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 4,700円</li> <li>(自家用) 6,300円</li> </ul> </li> <li>c 総排気量が1.5ℓを超えるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 6,300円</li> <li>(自家用) 8,000円</li> </ul> </li> </ul>		5月31日	

	賦課期日	納期	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 7,500円</li> <li>) 10,200円</li> <li>) 15,100円</li> <li>) 20,600円</li> <li>) 3,900円</li> <li>) 5,300円</li> <li>) 7,500円</li> <li>) 10,200円</li> <li>とに、 加算した額</li> <li>とに、 加算した額</li> <li>動機を原動</li> <li>) 6,000円</li> <li>) 23,600円</li> <li>もの</li> <li>) 6,800円</li> <li>) 27,600円</li> <li>もの</li> <li>) 7,600円</li> <li>) 31,600円</li> <li>もの</li> <li>) 11,000円</li> <li>) 36,000円</li> <li>もの</li> <li>) 12,500円</li> <li>) 40,800円</li> <li>もの</li> <li>) 14,300円</li> <li>) 46,400円</li> <li>もの</li> <li>) 16,400円</li> <li>) 53,200円</li> <li>もの</li> <li>) 18,800円</li> <li>) 61,200円</li> <li>もの</li> <li>) 21,700円</li> <li>) 70,400円</li> <li>) 32,500円</li> <li>) 88,800円</li> <li>) 21,200円</li> <li>) 26,400円</li> <li>もの</li> <li>) 25,600円</li> <li>) 32,800円</li> <li>もの</li> <li>) 30,400円</li> <li>) 39,200円</li> <li>もの</li> <li>) 35,200円</li> <li>) 45,600円</li> <li>もの</li> <li>) 40,400円</li> <li>) 52,400円</li> <li>もの</li> <li>) 45,600円</li> <li>) 59,200円</li> <li>もの</li> <li>) 51,200円</li> <li>) 66,400円</li> </ul>			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税			<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員が90人を超え100人以下のもの (営業用) 56,800円 (自家用) 73,600円</li> <li>・乗車定員が100人を超えるもの (営業用) 62,400円 (自家用) 80,800円</li> </ul> <p>b 霊柩車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車 (営業用) 11,000円 (自家用) 14,500円</li> <li>・小型自動車 (営業用) 5,000円 (自家用) 6,500円</li> </ul> <p>c タンク車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三輪小型自動車に属するもの 三輪小型自動車の税率による</li> <li>・その他のもの トラックの最大積載量に応ずる税率による</li> </ul> <p>d 起重機車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が10トン以下のもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円</li> <li>・車両総重量が10トンを超え16トン以下のもの (営業用) 18,500円 (自家用) 25,500円</li> <li>・車両総重量が16トンを超え22トン以下のもの (営業用) 29,500円 (自家用) 40,500円</li> <li>・車両総重量が22トンを超えるもの (営業用) 43,600円 (自家用) 59,400円</li> </ul> <p>e 工作車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車に属するもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円</li> <li>・小型自動車に属するもの (営業用) 6,500円 (自家用) 8,000円</li> </ul> <p>f 無線車、レントゲン車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車に属するもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円</li> <li>・小型自動車に属するもの (営業用) 8,500円 (自家用) 11,000円</li> </ul> <p>g テレビ中継車・放送宣伝車等・事務室車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車に属するもの (営業用) 23,000円 (自家用) 30,500円</li> <li>・小型自動車に属するもの (営業用) 13,500円 (自家用) 19,000円</li> </ul> <p>h 教習車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車に属するもの (営業用) 19,500円 (自家用) 26,500円</li> <li>・小型自動車に属するもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円</li> </ul> <p>4 バス 【一般乗合用のもの及び学校が所有する者で通学に用いるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員が30人以下のもの 12,000円</li> <li>・乗車定員が30人を超え40人以下のもの 14,500円</li> <li>・乗車定員が40人を超え50人以下のもの 17,500円</li> <li>・乗車定員が50人を超え60人以下のもの 20,000円</li> </ul>			

	賦課期日	納期	備考
以下のもの			
22,500円			
以下のもの			
25,500円			
以下のもの			
29,000円			
人以下のもの			
32,000円			
もの			
35,000円			
(営業用) 26,500円			
(自家用) 33,000円			
以下のもの			
(営業用) 32,000円			
(自家用) 41,000円			
人以下のもの			
(営業用) 38,000円			
(自家用) 49,000円			
以下のもの			
(営業用) 44,000円			
(自家用) 57,000円			
以下のもの			
(営業用) 50,500円			
(自家用) 65,500円			
以下のもの			
(営業用) 57,000円			
(自家用) 74,000円			
以下のもの			
(営業用) 64,000円			
(自家用) 83,000円			
人以下のもの			
(営業用) 71,000円			
(自家用) 92,000円			
もの			
(営業用) 78,000円			
(自家用) 101,000円			
(営業用) 4,500円			
(自家用) 6,000円			
専成員等の所有するもの			
19,000円			
もの			
22,000円			
32,000円			
7,500円			
三度に新車新規登録を行 翌年度から1年間、現行			
四ガス性能を満たす天然 ハイブリッド自動車)・・・ .....概ね50%軽減			
五で、かつ、平成17年基 5%以上・概ね50%軽減			
月1日) 現在における次 三度から抹消登録される 0%重課 三経過しているディーゼ 三経過しているガソリン			

期	備考
<p>末日</p>	<p>普通徴収</p> <p>(特例)                      鉱業法施行法により、                      鉱業法による採掘権となつたもの                      とみなされるもの又は                      鉱業法による採掘権の                      設定の出願とみなされた                      設定された砂鉱を目的                      とする鉱業権の鉱区で                      河床に存するもの…                      河床の延長1,000メー                      トルごとに年額600円</p>
<p>1) 1から1まで</p> <p>2) 1から1まで</p> <p>3) 日か 日ま</p> <p>4) 1から1まで</p>	<p>普通徴収</p>
<p>又は 届され 勤得： 又は のど</p> <p>以外 勤得： の日 15日</p>	<p>申告納付</p>

	賦課期日	納期
<p>平成17年排出ガス規制よりNOx75%低減達成油は平成17年度燃費</p> <p>新車に限る) 非課税) 税率から2.7%軽減</p> <p>成17年排出ガス規制よりNOx又はPM10%低減費基準を達成したも</p> <p>新車に限る) 非課税) 税率から1.6%軽減</p> <p>平成17年排出ガス規制よりNOx75%低減達成油は平成17年度燃費</p> <p>新車に限る) 非課税) 税率から1.6%軽減</p> <p>ゼル車 ル車のバス・トラック規制に適合し、平成したも る) 税率を75%軽減 税率から1.0%軽減※ H22.8.31までの取得</p> <p>のディーゼル車の自動車排出ガス規制に費基準を達成したも</p> <p>取得) る) 税率を75%軽減 税率から2.0%軽減 の取得) る) 税率を75%軽減 税率から1.0%軽減</p> <p>のディーゼル車のバス排出ガス規制に適基準を達成したも る) 税率を75%軽減 税率から1.0%軽減※ H22.8.31までの取得</p> <p>ル車のバス・トラックに適合し、排出ガス達成で、平成27年度の る) 税率を50%軽減</p> <p>ゼル乗用車で平成21したも 新車に限る) 非課税 税率から0.5%軽減※ H22.8.31までの取得</p> <p>NOx75%低減達成で、平成17年度燃費基準)</p> <p>る) 税率を75%軽減 価額から30万円控除</p> <p>NOx75%低減達成であり、平成17年度燃費基準)</p> <p>る) 税率を50%軽減 価額から15万円控除</p> <p>下のバス・トラック NOx75%低減達成で、平 もの る) 税率を75%軽減 価額から30万円控除</p>		

考

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車取得税			・ 車両総重量2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成で、平成27年度燃費基準を達成したもの (新車に限る) 税率を50%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除			
軽油引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った者	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った数量	1キロリットルにつき32,100円		毎翌月末日まで	特別徴収申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者		<p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち次に規定する者以外のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種銃猟免許 年額16,500円</li> <li>・ 網猟免許又はわな猟免許 年額8,200円</li> </ul> <p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割を納付することを要しないものうち以下に掲げるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない者</li> <li>② 県民税の所得割の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者</li> <li>③ 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農業、水産業又は林業に従事している者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種銃猟免許 年額11,000円</li> <li>・ 網猟免許又はわな猟免許 年額5,500円</li> </ul> <p>【第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者】 年額5,500円</p> <p>【次に掲げる場合には、上記の税額に右の割合を乗じた額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合 1/4</li> <li>② ①の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る登録を受ける場合 3/4</li> <li>③ 対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける場合 1/2</li> <li>④ 対象鳥獣捕獲員でなくなった者が、③の登録を変更する再登録を受ける場合 1/2</li> </ul>	登録を受ける時	登録を受ける時	証紙徴収
産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者 (中間処理業者を含む。)	焼却施設及び最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量	1 焼却施設への搬入1トンにつき 800円 2 最終処分場への搬入1トンにつき 1,000円		4月末日 7月末日 10月末日 1月末日	特別徴収申告納付

